

令和2年4月1日	
資料提供	
担当課室	県民活動団体室
担当者	東
電話(直通)	073-441-2053

特定非営利活動法人 one-s futureを 認定特定非営利活動法人に認定

このたび和歌山県において、特定非営利活動法人 one-s future を認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）に認定したのでお知らせします。

【認定NPO法人とは】

NPO法人のうち、一定の要件を満たすものについて所轄庁が認定するもので、認定NPO法人に寄附を行った個人・法人及び認定NPO法人自身も税制上の優遇措置を受けることができる。

目的は、NPO法人への寄附を促すことによりNPO法人の活動を支援すること。

※要件及び優遇措置の詳細は別紙参考

【認定法人】

法人の名称 特定非営利活動法人one-s future

所 在 地 和歌山県紀の川市貴志川町丸栖639番地

代 表 者 理事長 上田頼飛

活動概要 あらゆる人々が生涯にわたってスポーツに親しむ環境をつくり、それぞれの夢や目標に向けて方向性を導き出す支援を行うため、バスケットボールを中心としたスポーツの普及振興事業、起業支援に関する事業、児童福祉法に基づく通所支援事業等を実施。

認定の有効期間 令和2年3月30日 から 5年間

【和歌山県の認定法人数】令和2年3月29日現在)

認定NPO法人 4法人

【全国の状況】(令和2年3月29日現在)

認定NPO法人 1135法人

《参考》

●認定の基準

- ①パブリック・サポート・テスト(PST)（広く市民の支援を受けているかを判断する基準）に適合すること
 - ・実績判定期間における経常収入金額のうち寄付金等収入金額が20%以上であること
 - ・実績判定期間の各事業年度で、3000円以上の寄附者が年平均100人以上であること
- ②事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- ③運営組織及び経理が適切であること
- ④事業活動の内容が適正であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法律違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること
- ⑨欠格事由に該当しないこと

●税の優遇措置について

- ①認定NPO法人に寄附をした個人に対する寄付金控除

〈所得税〉

所得控除：寄附金合計額から2千円を引いた金額をその年の総所得金額から控除できる

税額控除：寄附金合計額から2千円を引いた金額の40%相当額を所得税額から控除できる

※所得控除又は税額控除を選択可能 ※寄附金合計額は所得金額の40%が限度

〈個人住民税〉

寄附金合計額から2千円を引いた金額の10%を個人住民税額から控除

※寄附金合計額は所得金額の30%が限度

※県(4%)と市町村(6%)とも、条例で指定されている場合

→和歌山県は「県内に主たる事務所又は従たる事務所がある法人」を対象として平成23年9月

県議会で制定済

- ②認定NPO法人に寄附をした法人の損金算入限度額の拡大

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入することができる

- ③相続財産を認定NPO法人に寄附した場合の相続税の優遇措置

相続又は遺贈により取得した財産を寄附した場合、その財産は相続税の計算に算入されない

- ④認定NPO法人のみなし寄付金制度

収益事業の所得を特定非営利活動のために支出した金額は、その収益事業からの寄付金とみなされる。算入限度額は収益事業の所得の50%または200万円のいずれか多い金額

詳しくは https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

〈国税庁パンフレット「暮らしの税情報」—寄附金を支出したとき〉を参照ください

●認定の有効期間

認定の有効期間は所轄庁による認定の日から5年（有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として活動する場合は有効期間の更新を受ける必要がある）